2．再生の確実性を確保するため、買取決定が行われると見込まれる日から3年以内に、次の(1)から(3)までのいずれの指標においても、申込事業者が建設業の平均的水準に近い水準となること。
(1) 収益性を表す、売上高営業利益率又は総資本経常利益率その他これらに類する指標
(2) 安定性を表す、自己資本比率又はデットエクイティレシオその他これらに類する指標
(3) 健全性を表す、固定比率又は長期固定適合比率その他これらに類する指標
(注) この支援基準における用語のうち、法において定義が定められているものについては、その例による。

○内閣府、総務省、経済産業省告示第一号

株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第三十五条第一項第一号の規定に基づき、金融機関等が対象事業者に行おうとする資金の貸付けが当該対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることを確認するための基準を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

1　株式会社企業再生支援機構法第三十五条第一項第一号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる事項のすべてを満たすこととする。
一　当該貸付けの目的が、対象事業者に対して、買取決定等が行われると見込まれる日までの間における当該事業者の資金繰りのために合理的に必要となる資金を貸し付けるためであること。
二　当該貸付けの償還期限が、対象事業者に対する買取決定等が行われると見込まれる日より後であること。
2　前項に規定する「対象事業者」又は「買取決定等」とは、それぞれ株式会社企業再生支援機構法第二十六条第一項又は第三十一条第一項に規定する対象事業者又は買取決定等をいう。

○内閣府、総務省、財務省、経済産業省告示第一号

株式会社企業再生支援機構法施行規則（平成二十一年内閣府令・総務省令・財務省令・経済産業省令第一号）第九条第二号の規定に基づき、機構がその特定関係者との間で機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を行うことについて、主務大臣が必要なものとしてあらかじめ定める場合を次のように定め、株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）の施行の日（平成二十一年九月二十八日）から適用する。

平成二十一年八月二十八日

内閣総理大臣　麻生　太郎
総務大臣　佐藤　勉
財務大臣　与謝野　馨
経済産業大臣　二階　俊博

株式会社企業再生支援機構（以下「機構」という。）が、その特定関係者（株式会社企業再生支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第二十三条第一項の規定により読み替えて適用される銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第十三条の二に規定する特定関係者をいう。以下同じ。）の解散又は営業若しくは事業の全部の譲渡に際し、機構の取引の通常の条件に照らして機構に不利益を与える取引又は行為を当該特定関係者との間で行う場合において、当該取引又は行為を行わなければ、機構により大きな不利益を生ずるおそれがある場合

第一項中「第二条第一項」を「第二条第三項」に改める。
第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

附　則

この告示は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。

平成二十一年八月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

○公正取引委員会告示第十三号

不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第二条の規定に基づき、不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和三十七年公正取引委員会告示第三号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年八月二十八日

公正取引委員会委員長　竹島　一彦

○財務省告示第二百八十号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年七月十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十一年八月二十八日

財務大臣　与謝野　馨

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二回	三億円	九十四円四十二銭
〃	〃	五億円	九十五円一銭
〃	第三回	四億円	八十九円六十四銭
〃	〃	五十億円	九十円二十五銭
〃	第四回	五億円	八十八円二十銭
〃	〃	五億円	八十八円四十銭
〃	〃	五億円	八十八円六十銭
〃	〃	五億円	八十八円八十銭
〃	第五回	二億円	八十九円六十銭
〃	〃	二億円	八十九円七十二銭
〃	〃	五十億円	八十九円七十四銭
〃	〃	四十一億円	八十九円七十五銭
〃	〃	七億円	八十九円九十四銭
〃	〃	五十億円	九十円
〃	〃	四十五億円	九十円四銭
〃	〃	二億円	九十円十四銭
〃	〃	四十億円	九十円二十銭
〃	〃	五億円	九十円三十四銭
〃	〃	百五億円	九十円三十七銭
〃	〃	八十億円	九十円四十五銭
〃	〃	五十億円	九十円五十銭